

## 統一教会に2.7億円賠償命令

札幌地裁判決 布教の違法性認め

世界基督教統一神靈協会（統一教会）に違法に入信や献金をさせられたとして、元信者ら63人が統一教会を相手取り計約6億6500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が29日、札幌地裁であつた。橋詰均裁判長は、統一教会が原告らに

した布教活動などの違法性を認め、計約2億7800万円の支払いを命じた。判決は、統一教会による原告らへの活動について「宗教性や入信後の実践内容を隠し、自由意思をゆがめて信仰への隸属に導く不正なものだ」と指摘。

「信者に家族や友人との接触を断ち切らせたり、金銭を出させたりする活動も不正なものと言わざるを得ない」とした。一方で、原告の一部が仕事を辞めるなどして、統一教会のために働いた際に生じた損害は「一定額で認定することは不可能で、精神的苦痛か肉体的苦痛として、償われるべき損害とするのが相当」とした。